

平成26年度 第1回 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会

日時:平成26年8月5日(火)13:30~15:30

場所:市庁舎7階 7S会議室

議題

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員・事務局紹介
- 4 横浜市福祉サービス第三者評価について
- 5 議題
 - (1) 委員長の互選・副委員長の選出について
 - (2) 評価機関指定・評価調査員養成小委員会委員の選出について
 - (3) 障害・保育分科会会長の選出について
 - (4) 調査員養成研修の実施について
 - (5) 重症心身障害児者施設の新基準について
 - (6) 保育分野の基準の変更について
- 6 その他
 - (1) 報告事項
評価結果公表システム「よこはま福祉ナビ」の新設稼働について
- 7 閉会

資料

	ページ
資料1 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿・分科会委員名簿	1
資料2 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会事務局名簿	3
資料3 横浜市福祉サービス第三者評価について	4
【議題(1、2、3)】 資料4 横浜市福祉サービス第三者評価に係る要綱(一部抜粋)	6
【議題(4)】 資料5 調査員養成研修の実施について	7
【議題(5)】 資料6-1 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会障害分科会の検討経過について	9
資料6-2 平成26年度 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会及び障害分科会の年間予定表	10
資料6-3 評価票(重症心身障害児者施設)	11
【議題(6)】 資料7 保育分野の基準の変更についての新旧対照表	39
【報告事項】 資料8 評価結果公表システムの新設稼働について	40
【参考資料】 資料9 横浜市福祉サービス第三者評価・受審契約状況	42
資料10 平成25年度 評価調査員の登録状況(述べ人数)	43
【要綱】 資料11 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱	44
横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関指定・評価調査員養成小委員会運営要領	47
横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱	48
横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱	71

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿

(五十音順・敬称略、H26.4.20現在)

氏名	役職・所属団体等
ウルシバラ エリコ 漆原 恵利子	特別養護老人ホーム旭ホーム施設長
オガワ ジュン 小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター長
シライシ レイコ 白石 玲子	しんよしだ保育園長
シンボ ミカ 新保 美香	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授
スダ ユキタカ 須田 幸隆	特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ 理事長
タケシタ ジュンコ 竹下 淳子	西区在宅介護者のつどい「あけぼの会」会長
タケシタ ミホ 竹下 美穂	保育園を考える親の会 会員 東京女子大学現代教養学部コミュニケーション専攻 助手
チギラ タダシ 千木良 正	横浜弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会委員
フダモト アキコ 札本 晃子	鎌倉女子大学 短期大学部 初等教育学科 准教授
モリ カヨコ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
ヨコカワ ゴウキ 横川 剛毅	和泉短期大学 児童福祉学科 准教授
ヨシハラ サヤカ 吉原 明香	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま事務局長

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会分科会委員名簿

(五十音順・敬称略、H26.4.20現在)

●障害分科会(7名)

(○は全体会委員)

役職・所属団体等	氏名	備考
横浜市総合リハビリテーションセンター センター長	小川 淳	○
横浜療育医療センター 生活援助部長	生田目 昭彦	
和泉短期大学 児童福祉学科 准教授	横川 剛毅	○
社会福祉法人 訪問の家 理事長	名里 晴美	
横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	森 佳代子	○
社会福祉法人 キアマロード みどりの家 医師	三宅 捷太	
重症心身障害児施設 サルビア 看護師長	渡邊 輝子	

●保育分科会(6名)

(○は全体会委員)

役職・所属団体等	氏名	備考
元 鶴見大学短期大学部 教授	伊藤 輝子	
鎌倉女子大学 短期大学 初等教育学科 准教授	札本 晃子	○
しんよしだ保育園	白石 玲子	○
元 横浜市竹之丸保育園 園長	関口 悦子	
反町保育園・こどもの家いずみ保育園 代表	中村 きく子	
東京女子大学現代文化学部コミュニケーション専攻 助手 保育園を考える親の会 会員	竹下 美穂	○

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会事務局名簿

【健康福祉局】

H26.6.27現在

職名	氏名
企画部長	妻鳥 一富
企画課長	佐藤 広毅
保護課長	霧生 哲央
障害支援課長	君和田 健
高齢施設課長	武井 和弘
企画課 企画係長	栗屋 しらべ
保護課 担当係長	本田 敦子
障害支援課 担当係長	岸 和弘
高齢施設課 担当係長	村上 憲介

【こども青少年局】

職名	氏名
企画調整課長	吉川 直友
保育運営課長	竹田 良雄
障害児福祉保健課長	佐藤 祐子
企画調整課 企画調整係長	柿沼 千尋
保育運営課 担当係長	宮本 里香
障害児福祉保健課 担当係長	木村 美貴子

横浜市福祉サービス第三者評価について

1 福祉サービス第三者評価事業の目的について

事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的な立場から評価を行います。行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択を促進するために評価することを目的としています。また、評価結果を公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っています。

2 横浜市が対象としている第三者評価対象施設

対象分野	対象施設
高齢分野	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	養護老人ホーム
障害分野	障害者施設
	障害児施設
	地域療育センター
保育分野	保育所
	横浜保育室
保護分野	救護施設
	更生施設

3 第三者評価機関について

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の認証及び横浜市の指定を受けた評価機関です。評価機関は横浜市の定める評価基準を用いて評価を実施しています。

評価機関名	対応可能な分野			
	高齢分野	障害分野	保護分野	保育分野
特定非営利活動法人 市民セクターよこはま	○	○	○	○
株式会社 フィールズ	○	○	○	○
株式会社 R-CORPORATION	○	○		○
ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部	○	○	○	○
株式会社 学研データサービス	○	○	○	○
一般社団法人 アクティブケアアンドサポート	○	○	○	○
公益社団法人 けいしん神奈川	○			○
特定非営利活動法人 NPO 中小企業再生支援	○			○
合同会社 評価市民・ネクスト	○	○	○	○
特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター	○	○	○	○

※26年8月5日時点での評価機関一覧

4 評価調査員について

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が実施する養成研修および横浜市の養成研修を修了した者で、横浜市指定の評価機関に所属している者。評価調査員は市の評価基準を使用し、横浜市内の福祉施設（高齢、障害、保育、保護）で調査活動をしています。

5 評価の流れについて

(1) 事前準備（施設側が実施）

- ア 評価機関の情報収集、決定
- イ 評価機関との契約締結、スケジュールの確認
- ウ 利用者、利用者家族等に受審の周知など施設の準備 など

(2) 事前調査（評価機関側が実施）

- エ 利用者家族へのアンケート
- オ 施設の自己評価

(3) 訪問調査（評価機関側が実施）

- カ 評価機関に所属する評価調査員による現地訪問
- キ 聞き取りによる利用者本人調査など

(4) 結果公表（評価機関側が横浜市に評価結果を報告）

- ク 調査結果を施設へ報告
- ケ 横浜市ホームページへの評価結果公表 など

(5) 評価結果を基に、施設全体でサービスの質について考え、取り組む

※施設により異なりますが、契約締結から評価結果の公表までに半年程度かかります。

6 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会について

横浜市の福祉サービスの向上と利用者の適切なサービスを向上するため、横浜市附属機関条例に基づき、附属機関として設置されています。委員会の下部組織として、小委員会及び分科会（高齢・障害・保育）が設置されています。

(1) 担当事務

- ア 第三者評価の仕組み・手法に関すること
- イ 第三者評価の評価基準に関すること
- ウ その他第三者評価に必要な事項

(2) 下部組織

ア 評価機関指定・評価調査員養成小委員会

<審議事項>

- ・横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱に基づく指定の適否に関すること
- ・横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱に基づく養成研修受講者の合否に関すること

イ 横浜市推進委員会分科会

高齢、障害、保育の3分科会にわかれて、検討及び検証を行います。

<検討事項>

- ・評価基準の分野別項目、判断基準
- ・評価調査者の養成に関する分野別の課題
- ・評価機関の認証に関する分野別の課題
- ・その他必要な事項

7 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員について

委員会の委員は、福祉法律等に関し、優れた見識を有する者、福祉施設従事経験者、福祉に関するNPO・ボランティア等の活動経験者及びその他市長が認める者で、現在12名で構成されています。

【現委員の任期：平成26年4月20日から平成29年4月19日まで（3年間）】

横浜市福祉サービス第三者評価に係る要綱（一部抜粋）

・ 議題 1 委員長の互選・副委員長の選出について

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱（一部抜粋）

（委員長等）

第 4 条委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

・ 議題 2 評価機関指定・評価調査員養成小委員会委員の選出について

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱（一部抜粋）

（小委員会の設置）

第 7 条委員会に、評価機関指定・評価調査員養成小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2 小委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱に基づく指定の適否に関すること
- (2) 横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱に基づく養成研修受講者の合否に関すること

3 委員会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、小委員会の決議をもって委員会の決議とする。

4 小委員会の運営について必要な事項は別に定める。

・ 議題 3 障害・保育分科会会長の選出について

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱（一部抜粋）

（分科会の設置）

第 6 条委員会は、第 2 条に規定する事項について、検討対象となるサービス分野別に具体的に検討及び検証を行うために、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、委員長が定める事項について、調査・検討を行う。
- 3 分科会の長は委員会の委員の中から委員長が指名する。
- 4 分科会の運営について必要な事項は別に定める。

平成 26 年 8 月 5 日
健康福祉局 企画課

平成 26 年度横浜市福祉サービス第三者評価

調査員養成研修の実施について

1 目的

信頼される評価調査員としての態度を身につけ、横浜市の評価項目・評価基準を正確に把握するとともに、面接調査に必要な技術を修得するため、調査員養成研修を実施します。

2 養成研修対象分野及び定員数

(1) 障害分野 10 名 (分野追加のみ)

(2) 保育分野 50 名 (新規、分野追加)

※保育分野については、新規、分野追加合せて 50 名となります。

【分野追加、新規の考え方】

分野追加：本市指定の評価機関に所属し、養成研修対象分野以外の分野を取得している者※

新規：本市指定の評価機関または本市に評価機関の指定を申請している法人に所属し、本市の分野を取得していない者※

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構に評価調査者として登録していることが前提条件

3 研修日程

(1) 障害分野 (分野追加)

	日程	主な研修内容等
1 日目 (座学)	9 月下旬から 10 月上旬ごろ 実施予定	<ul style="list-style-type: none"> ・開講式、オリエンテーション ・横浜市の障害児者福祉施策 ・評価基準の理解 ・施設実習に対する心構え
2 日目 (施設実習)		<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学 (1 施設 5 名) ・施設従事者に対するヒアリング
3 日目 (半日) (効果測定)		<ul style="list-style-type: none"> ・研修を通じ、学んだことを問う 【参考】 ①3 選択式 25 問×2 点=50 点 ②5 選択式 5 問×5 点=25 点 ③修正問題 5 問×5 点=25 点 <div style="text-align: right;">計 100 点満点</div>

(2) 保育分野 (新規)

	日程	主な研修内容等
1 日目 (座学)	平成 26 年 8 月 7 日 (木) 9 : 45 ~ 15 : 50	<ul style="list-style-type: none"> ・開講式、オリエンテーション ・評価基準の理解 ・施設実習に対する心構え
2 日目 (座学)	平成 26 年 8 月 8 日 (金) 9 : 45 ~ 17 : 00	<ul style="list-style-type: none"> ・着眼点の捉え方 ・事業者ヒアリングのポイント

3日目 (施設実習)	平成26年8月18日(月) ～平成26年8月22日(金) 9:00～16:00	・施設見学(1施設3～4名程度) ・施設従事者に対するヒアリング ※後日、レポートの提出(必須)あり
4日目 (座学)	平成26年8月28日(木) 9:45～15:45	・報告書のまとめ方
5日目 (効果測定)	平成26年8月29日(金) 9:45～12:00	・研修を通じ、学んだことを問う 【参考】 ①3選択式 15問×2点=30点 ②正誤択式 10問(10問正解10点、 9問正解7点、8問正解4点、7点以下0点) ③レポート問題 1問(60点満点 採点基準に 沿って減点) 計100点満点

(3) 保育分野(分野追加)

	日程	主な研修内容等
1日目 (座学)	平成26年8月7日(木) 9:45～15:50	・開講式、オリエンテーション ・評価基準の理解 ・施設実習に対する心構え
2日目 (施設実習)	平成26年8月18日(月) ～平成26年8月22日(金) 9:00～16:00	・施設見学(1施設3～4名程度) ・保育園従事者に対するヒアリング ※後日、レポートの提出(必須)あり
3日目 (効果測定)	平成26年8月29日(金) 9:45～12:00	・研修を通じ、学んだことを問う 【参考】 ①3選択式 25問×2点=50点 ②5選択式 5問×5点=25点 ③修正問題 5問×5問=25点 計100点満点

4 受講者の合否の決定について

(1) 合格の条件について

- ア 全てのカリキュラムに参加すること
- イ 施設実習後のレポートを提出すること
- ウ 効果測定に合格すること

(2) 効果測定の合否基準の判定について

評価機関指定・評価調査者養成小委員会を開催し、受講者の合否を諮問のうえ、決定します。

平成 26 年度第 1 回第三者評価推進委員会
平成 26 年 8 月 5 日
こども青少年局障害児福祉保健課

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会障害分科会の検討経過について

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会障害分科会では、平成 24 年度から、重症心身障害児者施設の第三者評価基準の検討を行い、平成 26 年 4 月に、重症心身障害児者施設評価基準を確定しました。新委員を迎えて平成 26 年度は第三者評価機関が施設評価を行うにあたっての「評価調査員の手引き」を作成していきます。

1 重症心身障害児者施設の評価基準策定の経緯

重症心身障害児者施設（以下重心施設とする）の評価基準については、平成 22 年度に重心施設に関するワーキンググループを置き、策定に向け、同年 10 月まで検討していました。しかし、平成 24 年度の児童福祉法の改正を控え、国による施設基準等を踏まえた評価基準の策定が望ましいとのことから、検討を延期してきました。

平成 24 年 2 月に児童福祉法改正による施設体系及び施設の最低基準が示されたことから、医療が切り離せない施設という難しい側面はあるが、

- (1) 医療機関の入院生活とは違う生活の場であるという部分に焦点を当てた評価基準を検討する。
- (2) 数少ない重心児者支援の拠点という意味で、入所者支援のみならず、在宅支援までを評価対象とする。
- (3) 医療的側面については、医療的ケアそのものの内容ではなく、医療職と介護職の連携について評価する。

という観点から、障害児施設よりも広い範囲での第三者評価基準を策定していく方向で、再度 24 年度から検討を重ねてきました。

2 検討状況

平成 24 年度は 4 回の障害分科会を開催し、既に策定されている障害児入所施設の評価基準をもとに、基準策定のポイントに該当する項目を検討してきました。

平成 25 年度には、検討した基準を使用して、横浜療育医療センターにおいてモデル評価を実施（7 月）し、そこで課題の見つかった項目について、障害分科会でさらに 2 回の検討を行いました。

その結果を踏まえて、平成 26 年度第 1 回の第三者評価推進委員会障害分科会において、重心施設の評価基準を確定しました。

3 今後について

平成 26 年度は、策定した重心施設評価基準を用いた、「第三者評価調査員の手引き」を作成します。*平成 26 年度 障害分科会年間予定（参照）

横浜市福祉サービス第三者評価 評価票（重症心身障害児者施設）

評価領域Ⅰ 利用者の尊重 P 1

- 評価分類Ⅰ－1 利用者本位の理念・権利の尊重
- Ⅰ－2 利用者を尊重した個別支援計画の作成
- Ⅰ－3 利用者の状況の変化に応じた適切な支援の実施
- Ⅰ－4 快適な施設環境の確保
- Ⅰ－5 苦情解決体制
- Ⅰ－6 家族への支援

評価領域Ⅱ 支援の実施内容 P 9

- 評価分類Ⅱ－1 入退所時の対応
- Ⅱ－2 コミュニケーションの支援
- Ⅱ－3 利用者一人ひとりの障害や必要な医療の状況や発達段階に応じた支援の実施
- Ⅱ－4 日中活動支援
- Ⅱ－5 健康管理・安全管理
- Ⅱ－6 医療サービス体制

評価領域Ⅲ 在宅支援、関係機関連携・支援 P 17

- 評価分類Ⅲ－1 在宅支援
- Ⅲ－2 関係機関連携
- Ⅲ－3 関係機関支援

評価領域Ⅳ 開かれた運営 P 19

- 評価分類Ⅳ－1 施設の地域開放・地域コミュニティへの働きかけ
- Ⅳ－2 支援内容等に関する情報提供
- Ⅳ－3 実習・ボランティアの受け入れ

評価領域Ⅴ 人材育成・支援技術の向上 P 22

- 評価分類Ⅴ－1 職員の人材育成
- Ⅴ－2 職員の支援技術の向上・一貫性
- Ⅴ－3 職員のモチベーション維持
- Ⅴ－4 職員間の連携

評価領域Ⅵ 経営管理 P 24

- 評価分類Ⅵ－1 経営における社会的責任
- Ⅵ－2 施設長のリーダーシップ・主任の役割等
- Ⅵ－3 効率的な運営

施設のアピールポイント及び課題 P 27

評価領域 I 利用者の尊重

評価分類 I - 1 利用者本位の理念・権利の尊重

評価項目 I - 1 - (1)

施設の理念や基本方針が利用者本人を尊重したのとなっており、全職員が基本方針を理解し、実践しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	施設の理念や基本方針が利用者本人を尊重したのとなっている。	
	全職員に理念や基本方針を周知している。	
	支援の実施内容は、施設の理念や基本方針に則している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I - 1 - (2)

利用者の権利擁護について施設として配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	利用者の権利擁護を推進するための取り組みを行っている。	
	利用者の権利擁護のために第三者機関と連携している。	
	児童の権利に関する条約や障害者の権利に関する条約、児童虐待の防止等に関する法律、障害者虐待防止法など権利擁護に関する法令等について、研修等を通じて職員に周知徹底されている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I - 1 - (3)

利用者の呼び方、声かけの際に利用者の人格尊重を意識しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	利用者に対して威圧的な言葉遣いや無視などが行われていないか、職員間で相互に確認している。	
	利用者に対しては、利用者の個別性に合わせた言葉づかいの工夫がなされている。	
	利用者の年齢に応じた呼びかけを行っている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	全く行っていない。	
その他の工夫事例。		

評価項目 I-1-1(4)

利用者への虐待禁止を徹底する取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	施設の方針として、虐待の禁止を明文化している。	
	虐待の具体的な例を示して禁止している。	
	利用者の人権や虐待禁止についての研修を、定期的（年1回以上）に行なっている。	
	虐待を行なった職員に対する処分が明確になっている。	
	虐待を発見した職員が安心して報告できる体制を作っている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で2つ以下に該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-1-1(5)

利用者に対する身体拘束や抑制がおこらないようにするための取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	施設の方針として、身体拘束の禁止を明文化している。	
	身体拘束に関するガイドラインがある。	
	やむを得ない場合の身体拘束・抑制について、ガイドラインの中で例外規定を設けている。	
	やむを得ない場合の身体拘束・抑制について家族等へ説明を行い、同意を得ている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ以下に該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-1-1(6)

個人情報の取り扱いや守秘義務について、職員等に周知しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	個人情報の取り扱いについてガイドラインをつくり、全職員に周知している。	
	個人情報に関する記録は、施錠できる場所に保管するなど外部に漏洩しないような管理方法が採られている。	
	個人情報の取り扱いや守秘義務について、全職員やボランティア・実習生に対して研修や会議等において周知・徹底を図っている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類 I - 2 利用者を尊重した個別支援計画の作成

評価項目 I - 2 - (1)

個別支援計画の作成にあたり、利用者を尊重したアセスメントが行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	アセスメントにあたり所定の様式により利用者一人一人の身体状況・生活状況を把握し具体的に明記している。	
	普段の関わりの中で利用者が示すサイン（希望）をつかみ、個別支援計画作成のためのアセスメントにいかしている。	
	アセスメントに多職種が参加している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例： 。		

評価項目 I - 2 - (2)

個別支援計画の内容は、利用者（もしくは家族等）の合意が得られているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	計画の作成・見直しにおいて、利用者や家族へ、個別支援計画の内容を充分理解が出来るよう丁寧に説明し、同意を得ている。	
	利用者の状況や変化について、家族等の状況を判断しながら、家族等に対して適宜情報提供を行っている。	
	計画の作成、見直しに関するケース会議には、可能な限り家族等が参加している。または、家族の意見が反映されている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I - 2 - (3)

利用者の障害や必要な医療の状況に応じて個別支援計画が策定されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	利用者の有する障害の状態や経過等を正しく把握されている。	
	利用者の成育歴や家族歴、家族状況等が正しく把握されている。	
	計画の作成に関するケース会議には主治医、医療職、福祉職が参加し、体調管理と生活面の目標が連動した支援計画となるよう検討している。	
	施設の中での支援計画だけでなく、本人にとってより適切な環境で、社会資源を活用した地域生活が可能かどうかを視野に入れて個別支援計画を作っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つ該当する、またはいずれも該当しない。	
その他の工夫事例		

評価項目 I - 2 - (4)

利用者の障害や必要な医療の状況に応じて個別支援計画の作成・見直しを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	個別支援計画を定期的（年に1回以上）に見直している。	
	個別支援計画は、利用者の状況の変化や家族状況の変化が生じた場合には、必要に応じて見直している。	
	計画の作成・見直しに関するケース会議に医療職と福祉職双方が参加している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、またはいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I - 2 - (5)

個別支援計画の策定・見直しにあたっては、児童相談所や福祉保健センターと協働をしているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	個別支援計画の策定にあたっては、児童相談所や福祉保健センターと支援方針を共有して作成している。	
	個別支援計画の策定・見直しにあたっては、必要に応じて児童相談所や福祉保健センターと協議している。	
	児童相談所や福祉保健センターとは、適宜（最低でも年に1回以上）情報交換・意見交換を行っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つに該当する、またはいずれも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類 I - 3 利用者の状況の変化に応じた適切な支援の実施

評価項目 I - 3 - (1)

個別支援計画にそって、適切な支援が実施され、実施状況に関する評価・改善がなされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	職員の対応の結果や利用者の反応などを記録している。	
	利用者の障害や必要な医療の状況に合わせた柔軟な支援を実施している。	
	支援の実施状況に関する評価が定期的（年に3回以上）に行われ、適切な見直しや改善が行われている。	
	改善にあたり、利用者（利用者の意見を聞くことが難しい場合は家族等）の意向を把握し尊重する取り組みが行われている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つに該当する、またはいずれも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-3-(2)

利用者一人ひとりの状況の変化に応じた対応をし、その記録があるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	利用者や家庭の個別の状況や要望は、決められた書式に記録している。	
	利用者の記録内容は必要とする職員に周知している。	
	重要な申し送り事項が記録され、担当職員が変更になった場合でも伝達されている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-3-(3)

利用者のライフステージに応じた支援・取り組みが行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	加齢に伴う ADL の変化について予測した上で支援の取り組みが行われているか。	
	年齢に応じた、関わりかた、環境、行事への配慮などが出来ているか。	
	年齢に応じた、個々の利用者に相応しい生活のイメージを職員間で共有しているか。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-3-(4)

利用者の支援に関わる必要な情報が職員間で共有化されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	ケース会議が定期的（年に1回以上）に行われ、記録がある。	
	利用者に関わる情報については、職員間での対応に齟齬が生じないように、ケース記録を活用するなど共有できる方策を講じている。	
	ケース会議録や情報の記録等は、いつでも確認できるようファイリングされている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-3-(5)

日々の利用者の状態等に関わる必要な情報が職員間で共有化されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	勤務交代時に、必ず引継ぎの時間を設けている。	
	通院や体調急変時の看護などの重要な事項については、口頭による引継ぎだけでなく、日誌等による引継ぎを行っている。	
	日誌のほか、重要な事項の伝達に当たって工夫をしている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類 I - 4 快適な施設環境の確保

評価項目 I - 4 - (1)

快適な生活が営まれるような住環境（清潔さ、採光、換気、照明等）への配慮がなされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	共有スペース、個人のスペースとも、常に清潔に保たれている。	
	共有スペース、個人のスペースとも、換気、温度、採光、照明等障害の状況等に応じた個別の配慮がなされている。	
B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C 上記のいずれにも該当しない。		
その他の工夫事例：		

評価項目 I - 4 - (2)

必要に応じてプライバシーが守れる空間を確保できるような工夫がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	共有スペース、個人スペースとも、プライバシーを守るための配慮がなされている。	
	個人のスペースには、利用者が所有する物を置くことができる。	
	家族や友人との面会等が自由にできるスペースが確保されている。	
B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C 上記のいずれにも該当しない。		
その他の工夫事例：		

評価分類 I - 5 苦情解決体制

評価項目 I - 5 - (1)

利用者（利用者本人の合意を得ることが困難な場合は代弁者）や家族等が、支援内容や方法についての要望や苦情を訴えやすい仕組みになっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	第三者的な委員がおり、直接苦情を申し立てることができる。	
	家族等が活用しやすいように、説明会を設定するなどの工夫をしている。	
	家族等に対して、意見箱・懇談会・アンケート等により進んで要望や苦情を聞いている。	
	権利擁護機関など他機関の苦情解決窓口を紹介している。	
	要望・苦情を受け付ける担当者が決まっており、事前に家族に説明されている。	
B Aの中でいずれか2つは該当する。		
C Aの中でいずれか1つに該当する、またはいずれも該当しない。		
その他の工夫事例：		

評価項目 I-5-(2)

要望や苦情等を受けて、迅速に対応できる仕組みになっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	第三者的な委員を交えての対応がなされている。	
	要望や苦情等の内容に応じては、児童相談所や福祉保健センターのみならず外部の権利擁護機関との連携体制がとられている。	
	要望や苦情の内容と解決策が会議にて職員間で協議している。	
	過去の苦情・トラブルや要望のデータを蓄積・整理し、解決に活かしている。	
	要望や苦情を受け対応するためのマニュアル等文書化されたものがある。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つに該当する、またはいずれも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類 I-6 家族への支援

評価項目 I-6-(1)

家族等が施設運営の基本方針等を理解できるよう努力しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	家族等に対しては、個別の面談等を通じて説明する機会を設けている。	
	家族等に対して、施設独自のアンケートなどで施設方針が理解されるかどうか把握している。	
	入所時に配布するしおりやパンフレットなどに施設方針を明記している。	
B	Aの中でいずれか1つ該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-6-(2)

生活内容（行事を含む）など、利用者の施設生活に関する情報を家族に提供しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	「施設だより」など定期的（年に1回以上）に発行している。	
	施設内に、利用者の様子を知らせる情報を掲示している。	
	家族等への情報提供に当たっては、個別の状況に配慮して対応している。	
B	Aの中でいずれか1つ該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I - 6 - (3)

行事等施設が提供するプログラムへの家族の参加を進めるための工夫をしているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	年間行事予定であらかじめ日時を知らせ、家族が参加のための休暇等の予定を立てやすくしている。	
	家族等からの懇談の希望については、児童相談所や福祉保健センターと話し合いの上実施の有無を決めている。	
行事や懇談会等に参加できなかった家族等に対しては、必要に応じて写真の送付等のフォローを行っている。		
B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C 上記のいずれにも該当しない。		
その他の工夫事例：		

評価項目 I - 6 - (4)

利用者と家族との関係を支援する取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	家族へは面会や面談時だけでなく、必要に応じて相談支援が出来る体制を整えている。	
	家族からの相談に対して、地域の相談機関を紹介したり、必要な助言や情報提供を行っている。	
必要に応じて、家族と一緒に過ごす機会を設けられるよう支援している。		
B Aの中でいずれか1つ該当する。		
C 上記のいずれにも該当しない。		
その他の工夫事例：		

評価領域Ⅱ 支援の実施内容

評価分類Ⅱ－１ 入退所時の対応

評価項目Ⅱ－１－(1)

施設の支援内容について家族等にわかりやすいよう、工夫して説明されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	施設の運営理念、方針、支援内容についてパンフレット等を用いてわかりやすく説明している。	
	施設の運営方針、支援方針とともに、面会、帰宅、外出、外泊等の規則や家族からの衣服、玩具、学用品、小遣い等の取り扱いについて、書面に記載し具体的に説明している。	
	利用者の負傷、病気、急変時の対応について説明し、家族から同意を得ている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つに該当する、またはいずれの取り組みも行われていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－１－(2)

本人の障害特性や入所前の生活状況など必要な情報の把握が適切に行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	本人の障害特性や入所前の生活状況などを確認するための書式を用意している。	
	児童相談所や福祉保健センターからの情報把握や調整の役割を担う職員が明確になっている。	
	必要に応じて事前訪問や面接等による情報把握を行っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－１－(3)

退所に向けて、適切な支援を行なっているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	個別支援計画に基づき、利用者にとってより適切な環境に移ることや地域の社会資源を活用して生活することについて家族と十分協議している。	
	利用者の生活状況等について、書面等により家族等に説明をしている。	
	持ち物・所持金等について、入所以降の変動を踏まえて、書面等により説明を行なっている。	
	退所時には必要な支援が継続できるよう児童相談所や福祉保健センターと協議し、相手先施設や地域の関係機関への情報提供を行っている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のような取り組みが行われていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－１－（４）

入所及び契約更新にあたり、障害児施設給付費制度または療養介護給付費制度についてわかりやすいよう、工夫して説明されているか

判断基準		評価 (A・B・C)
次の全てに該当する。		
A	全職員が、障害児施設給付費制度や療養介護給付費制度について、家族等に対して説明することができる。	
	利用契約書や重要事項説明書に記載されている内容については、全職員が理解している。	
	施設利用料の滞納等契約不履行の場合の規定を定め、支給決定保護者等に対してわかりやすく説明している。	
	利用契約書や重要事項説明書は、わかりやすく工夫がされている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅱ－２ コミュニケーションの支援

評価項目Ⅱ－２－（１）

円滑なコミュニケーションを図るための支援は適切に行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
次の全てに該当する。		
A	意思伝達については、日常的な関わりを通じてその人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	
	関わる職員全員が、利用者の表現方法を理解し共有している。	
	利用者にわかるように伝える方法について工夫を重ね、成果に関わる職員全員が共有している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅱ－3 利用者一人ひとりの障害状況やライフステージに応じた生活支援の実施

【食事】

評価項目Ⅱ－3－(1)

利用者の個別支援計画に基づいた食事提供を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	利用者の心身の状況に応じた食事の提供方法について、多職種で検討している。	
	利用者への食事の提供方法については、本人や家族の意向をふまえて検討し、同意を得ている。	
	個別支援計画において、①栄養量、②食事形態、③水分補給、④介助の方法、等利用者の状態に応じた留意点や支援の内容が明示されている。	
	食事の介助等、支援方法に関してマニュアルが用意され、職員間で共有している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つは該当する、又は上記のような取り組みが行われていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－3－(2)

食事の時間を楽しめるような工夫を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	季節のものを取り入れた食事を提供するなど、季節感が感じられる食事の工夫をしている。	
	食事の時間が楽しみになるような、環境の配慮を行っている。	
	適切な時間帯に食事の提供を行っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つは該当する、又は上記のような取り組みが行われていない。	
その他の工夫事例：		

【入浴】

評価項目Ⅱ－3－(3)

利用者の障害特性や必要な医療の状況に応じた入浴支援が行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	着脱衣は必ず、ドアやカーテンを閉めた浴室内の脱衣所で行われている。	
	設定された時間の他に、失禁や汗をかいた場合など必要に応じて清拭をするなど常に清潔が保たれる支援を行っている。	
	一人ひとりの健康状態や留意事項について、個別計画や記録等を利用し、確認している。	
	安全やプライバシーの保護を含めて、入浴介助や支援方法についてマニュアルが用意されている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つに該当する、またはいずれの取り組みも行われていない。	
その他の工夫事例：		

[排泄]

評価項目Ⅱ－3－(4)

利用者の障害特性や必要な医療の状況に応じた排泄支援が行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	排泄時は、ドアやカーテン等によりプライバシーに配慮がなされている。	
	トイレは常に清潔に保たれている。	
	排泄支援に際して、利用者の健康状態や注意事項について、個別計画や記録等を利用し、確認している。	
	排泄支援に係る共通マニュアル（安全、プライバシー、排泄用具の使用法等）が用意されている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中の1つに該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

[社会生活・社会参加の機会]

評価項目Ⅱ－3－(5)

利用者の年齢や好み、生活場面に応じた整容・身だしなみの支援が行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	できるだけ、利用者が自分で選択したものを生活の中に取り入れることを個別支援計画で目標としている。	
	日中活動場面や外出時など、生活場面に応じた服装・身だしなみの支援を行っている。	
	年齢や好みに応じた服装や身だしなみの支援を行うことを意識している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中の1つに該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－3－(6)

社会参加の機会を増やす取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	年に何回かは、全員が外出できる機会を確保している。	
	散歩などの外出だけでなく、目的を持った外出を定期的に設定している。	
	利用者が社会参加できる場所を確保するため、日頃から地域の社会資源を活用しやすくするための働きかけを行っている。	
	社会参加の機会として、希望に応じてボランティアと交流できるよう、ボランティアの確保のための働きかけを行っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中の1つに該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅱ－４ 日中活動支援

評価項目Ⅱ－４－(1)

利用者に対する日中活動の支援に取り組んでいるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	個別支援計画に日中の過ごし方についての支援目標が掲げられている。	
	個別支援計画に基づいた日中活動支援に取り組んでいる。	
	活動内容が支援目標に対して適切だったか、記録に残し評価している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－４－(2)

利用者一人ひとりの選択に応じた日中活動支援を行っているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	日中活動への参加については、利用者一人ひとりの選択を可能な限り尊重している。	
	日中活動への参加や支援の内容については、家族の意見を反映させている。	
	一人ひとりの利用者の日中活動での様子を記録し、支援の内容を検証する際に役立てている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－４－(3)

利用者の状況に応じた柔軟な日中活動の支援に取り組んでいるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	日中の過ごし方についての支援目標は利用者の状況の変化に応じて随時見直している。	
	日中活動のプログラムは、その日の利用者の体調等に応じて看護職員と福祉職員で検討し、柔軟に行っている。	
	日中活動は、決められた日だけでなく利用者の希望に応じて参加できるようにしている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－４－(4)

余暇としての日中活動とは別に、目的を設定した日中活動の取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	居室から離れて、定期的に通う場としての日中活動プログラムを実施している。	
	個別支援計画で日中活動プログラムの目的や意図、目標を明確にしている。	
	日中活動プログラムの活動内容が支援目標に対して適切だったか評価し、今後の支援内容にいかしている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅱ－５ 健康管理・安全管理

[健康管理]

評価項目Ⅱ－５－(1)

利用者の健康管理は、適切に実施されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	利用者の健康管理マニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの健康状態を把握している。	
	既往症に対する配慮や処置の仕方等については、職員間で周知・徹底されている。	
	日々の変化については、注意深く観察し記録するとともに、職員間で共有している。	
	急変時の対応等の情報については、対応可能な方法について医療機関と連携し対策を講ずるとともに、職員間に周知されている。	
	感染症等への対応マニュアルがあり、職員にも徹底している。	
B	Aの中でいずれか1つ該当する。	
C	上記のような取り組みが行われていない。	
その他の工夫事例：		

[安全管理]

評価項目Ⅱ－５－(2)

防災と設備管理に関する安全対策が実施されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	防災に関するマニュアルは、研修等を通じて、全職員に周知されている。	
	施設内及び施設外の関係機関との緊急連絡体制が確立している。	
	複数の職員が救急救命法を身につけている。	
	通報や連絡体制の予行演習、地域の避難場所等への誘導などの訓練を実施している。	
	設備管理に関するマニュアルなどにより定期的に施設内設備の安全面のチェックをし、改善している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つに該当する、またはいずれも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－５－(3)

災害発生時の対応体制が確立しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	防災マニュアル等に基づき、避難訓練・防災訓練等を月1回行っている。	
	災害時に備えて必要な準備（食糧・物資の備蓄など）をしている。	
	災害発生時に利用者の状況を家族等に速やかに知らせるしくみができている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－５－(4)

事故防止のための取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	事故の内容、対応内容の記録に基づき、原因の分析が行われ、業務等の改善に反映されている。	
	事故防止のためのマニュアル、チェックリストにより、サービス内容を定期的（年1回以上）にチェックし改善している。	
	事故防止のための委員会を設置したり、事故防止のための責任者（リスクマネージャー）を定めるなど、事故に対する組織的対応が行われている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つに該当する、またはいずれも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－５－(5)

事故発生時及び事後の対応体制が確立しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	受傷事故等に対して、迅速に処置・対応できる体制及び医療機関等関係機関との連携を図っている。	
	施設にて発生した事故については、その都度記録をとるとともに、事故等取扱要領に基づき、施設所管課へ状況を報告している。	
	職員会議などで事故の報告、再発防止策の検討が行われ改善策が実行されている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－5－(6)

外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	外来部門への来所者などが利用者の居室に侵入することの無いよう、対応策が講じられている。	
	職員が訪問者を把握できるような体制を整えている。	
	不審者等に対する緊急通報体制が確立されている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅱ－6 医療サービス体制

評価項目Ⅱ－6－(1)

入所時に必要な診療が適切に行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	入所時の医学的評価と診断を、感染症の検査も含めて適切に行うことが出来る。	
	既存設備で適切な診断・診療が困難な場合は、近隣の医療機関や検査機関との連携がとれる体制になっている。	
	入所時に、入所に必要な診療、医療サービスについて利用者、家族に説明をし、同意を得ている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する	
C	Aの中でいずれか1つは該当する。または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－6－(2)

入所中の利用者への診療が適切に行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	重症心身障害児者に必要な総合医療が施設内で必要に応じて受けられる。	
	多職種で連携できる医療体制がある。	
	施設内で対応できない専門医療について、他機関との連携・協力が十分に図られている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価領域Ⅲ 在宅支援、関係機関連携・支援

評価分類Ⅲ－１ 在宅支援

評価項目Ⅲ－１－（１）

短期入所やミドルステイの利用が必要な人への支援を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	関係機関と連携し、短期入所やミドルステイの利用が必要となる可能性がある人への相談支援を行い、対象者を把握している。	
	短期入所利用の際には在宅での生活状況を把握し、今後の在宅での生活を支援できるような、支援を組み立てている。	
	短期入所やミドルステイの利用が必要な人へも体調が急変した場合の対応方法について確認し、了解を得ている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅲ－２ 関係機関連携

評価項目Ⅲ－２－（１）

関係諸機関・団体との連携ができる体制になっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	必要な関係機関・地域の団体等をリスト化する等により情報を職員が共有している。	
	関係機関との連携の担当者が決められており、日常的な連携ができています。	
	地域自立支援協議会に参加し、地域の関係機関と情報交換、課題検討などを行っている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅲ－２－(2)

学校等と定期的な連携をとっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	学校での面談や懇談会等には、毎回担当職員が出席している。	
	学期に1回、担任と情報交換している。	
	担任や進路指導の教諭とは、支援方針について確認しあっている。	
学校とは、体調管理や家族状況についての情報について共有化を図るため、必要に応じてケース会議を開催している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中の1つは該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅲ－２－(3)

児童相談所や福祉保健センター等と適切な連携を図っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	児童相談所や福祉保健センターとは、必要に応じてケース会議を行なっている。	
	児童相談所に対して、必要に応じて利用者の様子について報告している。	
必要に応じて児童相談所や福祉保健センターと、家族関係の調整や急な体調の変化についての方針を共有している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中の1つは該当している、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅲ－３ 関係機関支援

評価項目Ⅲ－３－(1)

地域の関係機関と支援内容を共有する取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	短期入所利用中の体調の変化などを、普段利用している日中活動先や医療機関等に必要に応じて伝えている。	
	在宅の重症心身障害児者を支援している関係機関向けの研修を行っている。	
短期入所やミドルステイを利用している人についてのカンファレンスに必要に応じて参加している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中の1つは該当している、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価領域Ⅳ 開かれた運営

評価分類Ⅳ－１ 施設の地域開放・地域コミュニティへの働きかけ

評価項目Ⅳ－１－(1)

施設に対する理解促進のための取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	施設の行事に可能な限り地域住民を招待している。	
	自治会・町内会、学校、ボランティアグループ等と協力して行事を行うなど、地域の団体、機関と計画的に交流を図っている。	
	施設での作業等に、地域住民がボランティアとして参加してもらうために、積極的に交流を図っている。	
B	Aの中でいずれか2つ該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅳ－１－(2)

利用者と地域との交流により、利用者の生活の充実と地域の理解を深めているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	利用者の知人等が施設に遊びに来ることができる。	
	地域の文化・レクリエーション施設等を利用している。	
	他の施設・学校等との交流を図っている。	
	希望したときには、地域の行事やサークル活動に参加できるよう配慮している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つに該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅳ－２ 支援内容等に関する情報提供

評価項目Ⅳ－２－(1)

支援の内容に関する広報を提供しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	プライバシーの尊重を前提として、施設のパフレット・広報誌・ホームページ等により、地域や関係機関に情報を提供している。	
	外部の情報提供媒体からの取材等に対して施設の情報を提供している。	
B	施設として、支援内容の詳細、職員体制等、必要な情報を提供している。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅳ－２－(2)

利用希望者の問い合わせや見学に対応しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	問い合わせや見学に当たっては、施設の基本方針や利用条件・支援内容等についてパンフレット等の資料や文書に基づいて説明している。	
	施設の基本方針や利用条件・支援内容等の問い合わせに対して、いつでも対応ができるようになっている。	
	利用希望者に対応時間帯や人数制限などの一定のルールのもとで見学ができることを案内している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つに該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅳ－３ 実習・ボランティアの受け入れ

評価項目Ⅳ－３－(1)

実習生の受け入れを適切に行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	実習生の受入に関わるマニュアルがあり、それに基づき施設の方針、利用者への配慮等を十分説明している。	
	受け入れにあたり、あらかじめ職員や家族等に基本的な考え方・方針が理解されるよう説明している。	
	受け入れのための担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。	
	実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫している。	
	実習生と職員との意見交換の機会を設けている。	
	実習生には、守秘義務があることを受け入れ方針に明記し、徹底している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つに該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅳ－３－(2)

ボランティアの受け入れや育成を積極的に行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	ボランティアの受入に関わるマニュアルがあり、それに基づき施設の方針、利用者への配慮等を十分説明している。	
	受け入れにあたり、あらかじめ職員や家族等に基本的考え方・方針が理解されるよう説明している。	
	受け入れやボランティアをコーディネートする担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。	
	ボランティアの意見や指摘事項を施設運営に反映させている。	
	ボランティアには、守秘義務があることを受け入れ方針に明記し、徹底している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つに該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価領域 V 人材育成・支援技術の向上

評価分類 V-1 職員の人材育成

評価項目 V-1-1 (1)

施設の理念や方針に適合した人材を育成するための取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	施設の理念・方針をふまえた支援を実施するため、人材育成の計画が策定されている。	
	利用者に対する支援を遂行する上で、十分な人材構成であるかをチェックし、必要な人材の補充を逐次行っている。	
	個々の職員の資質向上に向けた目標を毎年定め、達成度の評価が行われている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 V-1-1 (2)

職員・非常勤職員の研修体制が確立しているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	職員の研修ニーズにも配慮し、研修担当者が研修計画を作成している。	
	内部研修が定期的の実施され、職員・非常勤職員とも必要な職員が必ず受講できる。	
	施設外の研修会、大会等への参加、他の福祉施設での実地研修等が積極的に行われている。	
	研修の成果を職場で生かすための工夫がされている。	
	定期的（年に1回以上）に研修の成果を評価し、研修計画の見直しを行っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つに該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 V-1-1 (3)

非常勤職員等にも日常の指導を行っているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	非常勤職員にもわかりやすい業務マニュアルが配布されている。	
	業務にあたっては職員と非常勤職員の組み合わせなどの配慮をしている。	
	非常勤職員に対し、職員と同様に資質向上への取り組みを行っている。	
	非常勤職員の担当者が定められ職員間のコミュニケーションが図られている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つに該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類V-2 職員の支援技術の向上・一貫性

評価項目V-2-(1)

職員のスキルの段階にあわせて計画的に技術の向上に取り組んでいるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	職員参加により、個々の職員の支援技術についての評価を定期的（年に1回以上）に行なっている。	
	支援の質の向上を図るため、事例検討会等会議・勉強会が開かれている。	
	必要に応じて外部から支援技術の評価・指導等を受ける仕組みがある。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目V-2-(2)

利用者に対する支援の一貫性を確保するための取り組みを行っているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	日常の支援全般についてのわかりやすいマニュアル（基準書・手引書・手順書等）がある。	
	支援マニュアルを職員の話し合いにより定期的（年2回以上）に見直している。	
	利用者一人ひとりの支援に必要な情報が記録され、職員間で共有化されている。	
	各部門の業務分担や責任の所在を明確にしており、部門間の会議を定期的（年3回以上）に開催している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つに該当する、又は上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類V-3 職員のモチベーション維持

評価項目V-3-(1)

本人の適性・経験・能力に応じた役割を与えているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	経験・能力や習熟度に応じた役割、期待水準が明文化されている。	
	利用者の状況に応じ自主的に判断できるように、現場職員への権限委譲と責任の範囲が明確である。	
	職員から業務改善の提案募集や、意見を聴取するためのアンケートなどを実施している。	
	個別の面接・調査等により、職員の満足度・要望などを把握している。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価分類V-4 職員間の連携

評価項目V-4-(1)

医療職と福祉職が協力してチームで支援を行う体制があるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	それぞれの職種の支援計画が、最終的に同じ目標に向かっていくことを共有しているか。	
	それぞれの職種の役割や実際の業務内容を理解するための仕組みがある。	
	業務の申し送りだけでなく、支援のあり方について様々な職種で自由に意見を話し合える機会を持っている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価領域VI 経営管理

評価分類VI-1 経営における社会的責任

評価項目VI-1-(1)

事業者として守るべき、法・規範・倫理等を周知し実行しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	組織及び職員が不正・不適切な行為を行わないよう守るべき法・規範・倫理等が明文化され職員に周知されている。	
	経営・運営状況等の情報が積極的に公開されている。	
	他施設等での不正・不適切な事案を題材とした研修を行い、それらの行為を行わないように啓発している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-1-(2)

サービスの質を維持しつつゴミ減量化・リサイクル・省エネルギーの促進、緑化の推進など環境に配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	ゴミ減量化・リサイクルのための取り組みを行っている。	
	省エネルギーの促進・緑化の推進などの取り組みを行っている。	
	環境配慮の考え方が施設の方針や目標の中に位置づけられている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類VI-2 施設長のリーダーシップ・主任の役割等

評価項目VI-2-(1)

施設長は自ら施設の理念や基本方針等を実行しているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	施設長は施設の理念や基本方針の実現のためにリーダーシップをとっている。	
	施設長は、日常的な生活場面において利用者の声を聞くことができるよう自ら利用者と過ごす機会を作っている。	
	施設長は、基本方針等の実行にあたっては、会議等において家族等や職員の意見を聴き取った上で、その効果を総合的に判断し取り組んでいる。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-2-(2)

施設の理念や基本方針等について職員に周知されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	理念・基本方針を明文化したものを掲示または職員に配布している。	
	職員に朝礼・会議等で周知し、理解を促すための説明をしている。	
	理念・基本方針を職員が理解できているか、施設長は定期的（年1回以上）に確認している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-2-(3)

重要な意思決定にあたり、関係職員等から情報・意見を**集め説明する**などしているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	施設長は定期的（年1回以上）に職員や家族等から直接意見を聞いている。	
	重要な意思決定（変更）について、職員等に目的・決定（変更）理由・経過等を十分に説明している。	
	異なる職種・部門の職員による検討チームを編成し組織をあげて取り組むしくみがある。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-2-(4)

主任クラスの職員がスーパーバイザーとしての役割を果たしているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	スーパーバイズのできる主任クラスを計画的に育成するプログラムがある。	
	主任が個々の職員の業務状況を把握できるしくみが有効に機能している。	
	主任は施設長の指示を職員に分かりやすく説明、伝達することができる。	
	主任は個々の職員の能力や経験にあわせた確かな助言や指導を行っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価分類VI-3 効率的な運営

評価項目VI-3-(1)

外部環境の変化等に対応し、理念や基本方針を実現するための取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	事業経営に影響のある情報を収集・分析している。	
	重要な情報は経営幹部や主要な職員間で共有するため会議等で議論し、重点改善課題として設定されている。	
	運営面での重要な改善課題について、職員に周知し、施設全体の取り組みとしている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-3-(2)

施設運営に関して、中長期的な計画や目標を策定しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	中長期的な事業の方向性を定めた計画を作成している。	
	次代の組織運営に備え、経営やサービスプロセスの新たなしくみを常に検討している。	
	次代の施設運営に備え、経営幹部は計画的に後継者を育成している。	
	運営に関し、外部の機関や専門家などの意見を取り入れる努力をしている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

施設のアピールポイント及び課題

	アピールポイント	課題
I 利用者の尊重		
II 支援の実施内容		
III 在宅支援、関係機関連携・支援		
IV 開かれた運営		
V 人材育成・援助技術の向上		
VI 経営管理		

【評価基準新旧対照表】

評価領域 I 利用者（子ども本人）の尊重

【認可保育所評価項目（原案）】

評価項目 I-5-(4)

アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。

判断基準		評価 (A・B・C)	
A	次の全てに該当する。		
	子どものかかりつけ医の指示を受け、適切な対応を行っている。		
	全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報が周知されている。		
	食物アレルギーにおいては、保護者との連携を密にし、代替食を提供している。		
	代替食・除去食を提供する場合は、誤食事故を防止するため専用トレイや専用食器、名札等を使用している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。		
過去3年間の受け入れ状況（一時保育での受け入れを含む）：			
その他の工夫事例：			

【認可保育所評価項目（最終案）】

評価項目 I-5-(4)

アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。

判断基準		評価 (A・B・C)	
A	次の全てに該当する。		
	子どものかかりつけ医の指示を受け、適切な対応を行っている。		
	全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報が周知されている。		
	食物アレルギーにおいては、保護者との連携を密にし、 <u>除去食</u> を提供している。		
	除去食を提供する場合は、誤食事故を防止するため専用トレイや専用食器、名札等を使用している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。		
過去3年間の受け入れ状況（一時保育での受け入れを含む）：			
その他の工夫事例：			

【評価機関からの意見・提案理由】

○平成26年2月に「横浜市の保育所における食物アレルギー対応マニュアル」を策定しました。その中で、食物アレルギーのある児童に対しては、医師の指示に基づき、除去食を基本とすることとしました。

代替食やおかわりについては、事故予防のため、提供しないこととしましたので、評価項目からも「代替食」を除外します。

評価結果公表システム「よこはま福祉ナビ」の新設稼働について

1 趣旨

「福祉施設情報案内」を刷新し、「よこはま福祉ナビ」として、情報掲載事業所数の大幅な増加など、検索しやすく見やすいホームページを平成 26 年 4 月からオープンしました。

2 よこはま福祉ナビについて

横浜市内の福祉事業所情報（事業所の所在地や、サービス内容等の基本情報、運営法人情報、監査情報、横浜市福祉サービス第三者評価受審結果等）を検索・閲覧できるホームページです。

3 よこはま福祉ナビ URL

<http://cgi.city.yokohama.lg.jp/kenkou/fukushi/>

（横浜市トップページ>市の組織>健康福祉局トップページ>福祉事業所案内）

4 「よこはま福祉ナビ」における第三者評価に係る主な新機能等について

（1）評価機関と第三者評価所管課との評価結果の修正等のやりとりについて

旧システムでは、メールや口頭で評価結果の修正等のやりとりをしていましたが、新システムでは、システム内において所管課と評価機関との間で評価結果の修正等のやりとりができるようになりました。

（2）ひょう太デザインの変更

新システムの稼働に合わせ、第三者評価イメージキャラクター「ひょう太」のデザインを変更しました。また、デザインの変更に合わせ、受審シールのデザインを変更しました。



旧ひょう太受審証シール

新ひょう太受審証シール

（3）受審結果の年度ごとの比較機能の追加（別紙「図1参照」）

過去5年の受審結果（ひょう太数）の推移を比較する機能を追加しました。

（4）評価機関ごとの「ひょう太」数の可視化（別紙「図2参照」）

自評価機関と他評価機関との「ひょう太」数を可視化することで、相対的に他評価機関との「ひょう太」数の比較ができるようになりました。

※「ひょう太」数の多い少ないを評価機関順にランキング化することが目的ではないので、自評価機関名のみ表示し、他評価機関名は見えない仕様になっています。

「図1」

横浜市

よこはま福祉ナビ

ホーム 事業所情報 第三者評価 法人情報 監査結果情報

現在地 トップページ > 健康福祉局 > 横浜 よこはま福祉ナビ > 福祉サービス第三者評価 > [] 保育園 第三者評価結果 保育分野(保育) 評価結果推移

[] 保育園 第三者評価結果 保育分野(保育)

横浜市第三者評価イメージキャラクター「ひょう太」

平成25年度

- 総括
- 分類別結果
- 家族アンケート
- 本人調査
- 事業者コメント

平成24年度

- 総括
- 分類別結果

保育の評価結果推移

印刷用ページを表示する

評価領域	満点数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
評価領域I	18	未受審	18	18	18	未受審
評価領域II	21		21	21	21	
評価領域III	6		4	5	4	
評価領域IV	9		7	7	7	
評価領域V	9		9	9	9	
評価領域VI	9		9	8	9	

「図2」

よこはま福祉ナビ

ユーザ

ログアウト

評価機関の評価結果比較(保育分野(保育))

平成25年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成22年度

CSV出力

平成22年度 評価機関 評価(分野別年間平均値) 比較表

No.	評価機関名	1施設あたりのひょう太数の平均値
1	*****	72
2	*****	72
3	*****	72
4	評価機関A	72
5	*****	72
6	*****	70
7	*****	68
8	*****	68

【総合】評価基準別・分野別 ひょう太の数の年間平均値一覧

評価領域	*****	*****	*****	評価機関A	*****	*****	*****	*****
評価領域I	18	18	18	18	18	18	18	17
評価領域II	21	21	21	21	21	21	20	21
評価領域III	6	6	6	6	6	6	5	5
評価領域IV	9	9	9	9	9	9	8	7
評価領域V	9	9	9	9	9	9	9	9
評価領域VI	9	9	9	9	9	8	8	9
合計	72	72	72	72	72	71	68	68

公開中
 非公開
 承認待ち
 差し戻し
 公開待ち
 公開期限切れ

横浜市福祉サービス第三者評価・受審契約状況

対象分野	受審契約件数					H25年度 対象施設数 (b)	H25年度 受審契約率 (a/b)
	H16～ 22年度	H23年度	H24年度	H25年度 (a)	H16～25 累計		
特別養護老人ホーム	38	1	2	4	45	141	2.8%
介護老人保健施設	23	3	2	1	29	82	1.2%
養護老人ホーム	5	0	1	0	6	6	0.0%
障害者支援施設 (旧障害者更生施設)	10	0	4	3	17	294	1.0%
地域療育センター	0	7	0	0	7	9	0.0%
障害児施設	0	1	0	2	3	5	40.0%
認可保育所	311	62	61	81	515	611	13.3%
横浜保育室	16	3	5	4	28	149	2.7%
保護施設	3	1	1	0	5	6	0.0%
合計	406	78	76	95	655	1,303	7.3%

■ 平成26年度 評価調査員の登録状況(延べ人数)

対象分野		施設数	評価調査員数		25～26年度 調査員減少数	23～24年度 調査員減少率
			25年度	26年度		
高齢	特別養護老人ホーム	141	119	98	21	18%
	介護老人保健施設	82				
	養護老人ホーム	6				
障害	障害者施設 (旧障害者入所型施設)	294	28	21	7	25%
	地域療育センター	9				
	障害児施設	5				
保育	認可保育所	611	155	133	22	14%
	横浜保育室	149				
保護	保護施設	6	21	17	4	19%
合計		1,303	323	269	54	17%

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 健企第 4 2 6 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、福祉サービスの質の向上と、利用者の適切なサービス選択を促進するため、福祉サービスの第三者評価（以下「第三者評価」という。）の手法や評価基準等の仕組みについて検討、検証し、適正な評価の推進を行うことを目的として、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他に必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 委員会は、次の事項に関して検討を行う。

- (1) 第三者評価の仕組み・手法に関すること
- (2) 第三者評価の評価基準に関すること
- (3) その他第三者評価に必要な事項

2 検討対象とする福祉サービスは、次のとおりとする。

- (1) 高齢者に関するサービス
- (2) 障害者（児）に関するサービス
- (3) 児童に関するサービス
- (4) 被保護者に関するサービス

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 福祉、法律等に関し優れた識見を有する者
- (2) 福祉施設従事経験者
- (3) 福祉に関連する NPO・ボランティア等の活動経験者
- (4) その他、市長が特に認める者

2 委員の任期は 3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第 1 項に掲げる委員のほか、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席及び意見を求めることができる。

- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(分科会の設置)

- 第6条 委員会は、第2条に規定する事項について、検討対象となるサービス分野別に具体的に検討及び検証を行うために、分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、委員長が定める事項について、調査・検討を行う。
 - 3 分科会の長は委員会の委員の中から委員長が指名する。
 - 4 分科会の運営について必要な事項は別に定める。

(小委員会の設置)

- 第7条 委員会に、評価機関指定・評価調査員養成小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
- 2 小委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱に基づく指定の適否に関すること
 - (2) 横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱に基づく養成研修受講者の合否に関すること
 - 3 委員会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、小委員会の決議をもって委員会の決議とする。
 - 4 小委員会の運営について必要な事項は別に定める。

(会議の公開)

- 第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

- 第9条 委員長、分科会長及び小委員会委員長は、委員会、分科会及び小委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 委員会の庶務は、健康福祉局企画部企画課において処理する。
- 2 分科会及び小委員会の庶務は、別に定める。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月28日制定の「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会設置要綱」は平成24年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成26年4月19日までとする。

(横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会分科会運営要領の一部改正)

- 4 横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会分科会運営要領(平成19年3月26日改正健企第400号)の一部を次のように改正する。

名称を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会分科会運営要領」に改める。

第1条中「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会設置要綱」を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱」に、「第8条」を「第6条」に改める。

第6条中「要綱第8条第3項」を「要綱第6条第3項」に改める。

(横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会評価機関指定・評価調査員養成小委員会運営要領の一部改正)

- 5 横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会評価機関指定・評価調査員養成小委員会運営要領(平成22年4月1日制定健企第624号)の一部を次のように改正する。

名称を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関指定・評価調査員養成小委員会運営要領」に改める。

第1条中「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会設置要綱第9条」を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱第7条」に改める。

第2条及び第3条第2項中「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会」を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会」に改める。

(横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱の一部改正)

- 6 横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱(平成23年4月1日改正健企第623号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会(以下「検討委員会」という。)」を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会(以下「推進委員会」という。)」に改める。

第3条第4項及び第10条中「検討委員会」を「推進委員会」に改める。

(横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱の一部改正)

- 7 横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱(平成22年4月1日制定健企第619号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項イ中「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会」を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会」に改める。

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会
評価機関指定・評価調査員養成小委員会運営要領

制定 平成 22 年 4 月 1 日 健企第 6 2 4 号（局長決裁）
最近改正 平成 24 年 4 月 1 日 健企第 4 2 6 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱第 7 条に基づき設置する評価機関指定・評価調査員養成小委員会（以下「小委員会」という。）の運営等について必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 小委員会は、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会の委員で構成し、5 人以内とする。

（委員長等）

第 3 条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員長をもってあてる。
- 3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

（会議の招集等）

第 4 条 小委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に委員会への出席及び意見を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 小委員会の庶務は健康福祉局企画課で行う。

（委任）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が小委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱

制 定 平成 22 年 4 月 1 日 健企第 6 1 9 号（局長決裁）

最近改正 平成 25 年 3 月 27 日 健企第 4 5 0 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市が実施する第三者評価事業に関し、評価調査員等の研修及び登録に必要な事項を定めることにより、福祉サービスの第三者評価の円滑な推進を図ることを目的とする。

（研修の種別等）

第 2 条 横浜市が行う研修は、次の各号に定めるものとする。

(1) 評価調査員養成研修

信頼される評価調査員としての態度を身につけ、横浜市の評価項目・評価基準を正確に把握するとともに、面接調査に必要な技術を修得する。

(2) 評価機関責任者研修

評価機関の責務を理解し、評価実施責任者として必要な資質を身につける。

(3) フォローアップ研修

評価基準の改定に伴う改定項目・改定趣旨の理解や、評価調査員としての資質の向上を図る。

(4) 評価調査員登録更新研修

評価調査員としての資質の向上を図るために必要な知識や技術を身につける。

(5) スキルアップ研修

評価調査員としての資質の向上を図るために必要な知識や技術を身につける。

2 評価機関は、評価調査員に、横浜市の行う必要な研修を受講させるものとする。

（評価調査員養成研修）

第 3 条 評価調査員養成研修の実施内容は次のとおりとする。

(1) 研修対象者

ア かながわ福祉サービス第三者評価推進機構に評価調査者として登録していること。

イ 横浜市が指定する評価機関又は横浜市に指定を申請している法人（以下、「評価機関等」という。）に所属していること。

(2) 受講の手続き

ア 評価機関等は、横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修受講申込書（第 1 号様式）を横浜市に提出する。

イ 横浜市は、横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修受講申込書（第1号様式）に基づき受講者を決定し、横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修受講決定通知書（第2号様式）を、評価機関等に交付する。

(3) 評価機関負担金

ア 評価機関等は、研修実施に必要な費用のうち、実費相当分を負担するものとする。

イ 評価機関等は、横浜市が指定する方法により、実費相当分である評価機関負担金を納付する。なお、一度横浜市に納付された評価機関負担金については返還しない。

(4) 修了の要件及び通知

ア 受講者は、評価調査員養成研修の全課程を受講し、効果測定に基づいて合格と認められること。

イ 横浜市は、効果測定の結果をもとに横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会に諮問し、答申を受け合否を決定し、合格と認められた場合は「横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修合格通知」（第3号様式）により、認められない場合は「横浜市福祉サービス第三者評価養成研修不合格通知」（第4号様式）により、受講の手続きをした評価機関等に通知するものとする。

（評価機関責任者研修）

第4条 評価機関責任者研修の実施内容は次のとおりとする。

(1) 研修対象者

評価機関等に所属し評価実施責任者として活動する予定があること。

(2) 修了の要件

評価機関責任者研修の全課程を受講すること。

（フォローアップ研修）

第5条 フォローアップ研修の実施内容は次のとおりとする。

(1) 研修対象者

ア 横浜市に該当する分野の評価調査員として登録していること。

イ 横浜市が指定する評価機関（以下、「評価機関」という。）に所属していること。

(2) 受講の手続き

評価機関は、横浜市福祉サービス第三者評価フォローアップ研修受講申込書（第5号様式）を横浜市に提出する。

(3) 修了の要件

フォローアップ研修の全課程を受講すること。ただし、フォローアップ研修を受講できなかった評価調査員に対して、評価機関が、受講した評価調査員を講師としてフォローアップ研修を実施した場合は、横浜市福祉サービス第三者評価機関によるフォローアップ研修実施報告書（第6号様式）により報告することで、修了とする。

(評価調査員登録更新研修)

第6条 評価調査員登録更新研修の実施内容は次のとおりとする。

(1) 研修対象者

- ア かながわ福祉サービス第三者評価推進機構に評価調査者として登録していること。
- イ 登録証発行の日から3年目に該当する評価調査員であること。
- ウ 評価機関に所属していること。

(2) 受講の手続き

- ア 評価機関は、横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録更新研修受講申込書（第7号様式）を横浜市に提出する。
- イ 横浜市は、横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録更新研修受講申込書（第7号様式）に基づき受講者を決定し、横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録更新研修受講決定通知書（第8号様式）を、評価機関に交付する。

(3) 評価機関負担金

- ア 評価機関は、研修実施に必要な費用のうち、実費相当分を負担するものとする。
- イ 評価機関は、横浜市が指定する方法により、実費相当分である評価機関負担金を納付する。なお、一度横浜市に納付された評価機関負担金については返還しない。

(4) 修了の要件

- ア 受講者は、評価調査員登録更新研修の全課程を受講すること。

(スキルアップ研修)

第7条 スキルアップ研修の実施内容は次のとおりとする。

(1) 研修対象者

- ア かながわ福祉サービス第三者評価推進機構に評価調査者として登録していること。
- イ 評価機関に所属していること。

(2) 受講の手続き

- ア 評価機関は、横浜市福祉サービス第三者評価スキルアップ研修受講申込書（第9号様式）を横浜市に提出する。
- イ 横浜市は、横浜市福祉サービス第三者評価スキルアップ研修受講申込書（第9号様式）に基づき受講者を決定し、横浜市福祉サービス第三者評価スキルアップ研修受講決定通知書（第10号様式）を、評価機関に交付する。

(3) 評価機関負担金

- ア 評価機関は、研修実施に必要な費用のうち、実費相当分を負担するものとする。
- イ 評価機関は、横浜市が指定する方法により、実費相当分である評価機関負担金を

納付する。なお、一度横浜市に納付された評価機関負担金については返還しない。

(評価調査員の登録)

第8条 横浜市は、第3条第4項により合格と認められたものを横浜市福祉サービス第三者評価調査員（以下、調査員という。）として登録する。

- 2 前項に該当するものは、「横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録事項届出書」（第11号様式）を横浜市に提出するものとする。

(調査員証の発行)

第9条 横浜市は、登録した調査員に「横浜市福祉サービス第三者評価調査員証（以下、「調査員証」という。）」（第12号様式）を交付する。

- 2 調査員は、調査の際には調査員証を携帯するとともに、求められた場合には調査員証を提示しなければならない。

(登録の有効期間)

第10条 登録の有効期間は、調査員証発行の日から3年目に該当する年度の末日までとする。

(登録の更新)

第11条 登録の有効期間の更新を受けようとする者は、評価調査員登録更新研修修了後「横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録更新申請書」（第13号様式）を提出するものとする。

- 2 前項更新申請は、有効期間満了前1ヶ月以内に行なう。
- 3 横浜市は、登録の更新後、登録者に対して新たに調査員証を交付する。
- 4 本条第1項による更新手続を行なわなかった調査員は、登録に関する効力を失う。

(登録事項の変更)

第12条 登録内容に変更を生じた調査員は、「横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録事項変更申請書」（第14号様式）によって変更申請をするものとする。ただし、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構に対し所定の手続きを行った変更内容については、これを省略することができるものとする。

- 2 調査員証の記載事項に変更を生ずる場合は、交付済みの調査員証の返還を受け、新たに調査員証を交付するものとする。

(登録削除)

第13条 自己の都合で評価調査員登録名簿から削除を求める調査員は、「横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録削除申請書」（第15号様式）を提出するものとする。

(調査員証再交付)

第 14 条 調査員証を亡失又は毀損した調査員は、「横浜市福祉サービス第三者評価調査員証再交付申請書」(第 16 号様式)の提出により、調査員証の再交付を受けることができる。

(登録の取消)

第 15 条 横浜市は、登録した調査員が次の各号に該当すると認められる場合、必要な調査を行い、必要があると認められたときは登録を取り消すことができる。

- (1) かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の登録を失効(消除含む)した場合。
- (2) 不正な行為を行う等調査員としてふさわしくないと認められる場合。

2 横浜市は、調査員の登録を取り消したときは、「横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録取消通知書」(第 17 号様式)を交付する。

(委 任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 年 月 日

横浜市長

(評価機関名)

(所在地)

〒

(代表者名)

印

※ 代表者印を押印願います。

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修 受講申込書

「平成
みます。

年度評価調査員養成研修」について、当機関から次のとおり受講を申し込

	評価調査員登録者 【分野追加受講者】	新規受講者	合計
分野	名	名	名
分野	名	名	名
分野	名	名	名
合計	名	名	名

※備考

(別添)

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修分野別受講希望者名簿

(事務担当)

担当者

電話

F A X

E-mail

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修分野別受講希望者名簿

評価機関名【 】

- 1 一覧表は、分野ごとに作成してください。
- 2 受講希望者多数の場合は、調整のうえ、当一覧表の上位の方から順に受講を決定します。
- 3 「横浜市福祉サービス第三者評価調査員証」の発行を受けている方は、登録番号をご記入ください。分野追加の受講となります。
- 4 受講の可否については評価機関あてに通知します。

【 分野】

【 分野】				横浜市記入欄	
番号	受講希望者名	県推進機構 登録番号(注1)	市調査員証 登録番号(注2)	受講の可否	
1				可	否
2				可	否
3				可	否
4				可	否
5				可	否
6				可	否
7				可	否
8				可	否
9				可	否
10				可	否

注1 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の評価調査者登録番号をご記入ください。

注2 横浜市福祉サービス第三者評価調査員証の登録番号をご記入ください。

健 企 第 号
平 成 年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修
受講決定通知書

(別添)のとおり受講決定いたしました。受講希望者の方に受講の可否について御連絡ください。

添付資料

(別添)横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修分野別受講希望者名簿

健 企 第 号
平成 年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修合格通知

貴機関より受講されました次の方は、審査の結果、横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修について合格と認められましたので通知します。

氏名	受講分野	横浜市 登録番号	かながわ福祉サービス 第三者評価推進機構 登録番号

健 企 第 号
平成 年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修不合格通知

貴機関より受講されました次の方は、審査の結果、横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修について不合格となりましたので通知します。

氏名	受講分野	かながわ福祉サービス 第三者評価推進機構 登録番号

平成 年 月 日

横浜市長

(評価機関名)

(代表者名)

横浜市福祉サービス第三者評価機関による
フォローアップの研修実施報告書()

平成 年 月 日に開催されたフォローアップ研修を受講できなかった
所属調査員に対し、当機関で次のとおりフォローアップ研修を実施しました。

市登録番号	氏名	実施日	講師氏名
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	
		月 日()	

(事務担当)

担当者

電話

F A X

E-mail

平成 年 月 日

横浜市長

(評価機関名)

(代表者名)

横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録更新研修
受講申込書

評価調査員登録更新研修について、当機関から次のとおり受講を申し込みます。

	氏名	市登録 番号	登録分野	研修受講 希望日	評価調査員とし ての実績の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

(事務担当)

担当者

電話

FAX

E-mail

健 企 第 号
平成 年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録更新研修 受講決定通知書

評価調査員登録更新研修について、受講決定しました。受講希望者の方に御連絡ください。

	氏名	市登録 番号	登録分野	研修 受講日	評価調査員としての 実績の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

平成 年 月 日

横浜市長

(評価機関名)

(代表者名)

横浜市福祉サービス第三者評価スキルアップ研修受講申込書

スキルアップ研修について、当機関から次のとおり受講を申し込みます。

	氏名	市登録 番号	登録分野	評価調査員として の実績の有無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

(事務担当)

担当者

電話

FAX

E-mail

健 企 第 号
平成 年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市福祉サービス第三者評価スキルアップ研修
受講決定通知書

スキルアップ研修について、受講決定しました。受講希望者の方に御連絡ください。

	氏名	市登録 番号	登録分野
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録事項届出書

平成 年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱第8条第2項の規定により、次のとおり登録事項を届け出ます。

届出者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日		登録番号	
	調査対象分野			
	住所	(〒)		
	電話番号		FAX	
	所属 評価機関		かながわ福祉サービス 第三者評価推進機構 登録番号	

※調査員証に貼付する証明写真を添付してください。(縦3cm×横2.5cm)

表

横浜市福祉サービス第三者評価調査員証					
写真	登録番号				
	氏名				
	有効期限	平成	年	月	日
	(交付日)	平成	年	月	日
横浜市長					

裏

【守秘義務について】			
1 収集する情報は最小限とし、評価以外の目的に使用しないこと。			
2 評価実施上知り得た情報を第三者に遺漏しないこと。			
【調査対象分野】			
高齢	障害	保育	保護
【注意事項】			
1 調査の際は常に携帯してください。			
2 請求があった場合は提示してください。			
3 他人に貸与又は譲渡することはできません。			

横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録更新申請書

平成 年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱第11条の規定により、次のとおり更新を申請します。

申請者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日		登録番号	
	調査対象分野			
	住所	(〒)		
	電話番号		FAX	
	所属 評価機関		かながわ福祉サービス 第三者評価推進機構 登録番号	

※調査員証に貼付する証明写真を添付してください。(縦3cm×横2.5cm)

横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録消除申請書

平成 年 月 日

(提出先)

横浜市長

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱第13条の規定により、登録の消除を申請します。

申請者	ふりがな	
	氏名	
	住所	(〒)
登録番号		
消除の事由の発生年月日		
消除の事由		

※調査員証を添付してください。

横浜市福祉サービス第三者評価調査員証再交付申請書

平成 年 月 日

(提出先)

横浜市長

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱第14条の規定により、調査員証の再交付を申請します。

申請者	ふりがな	
	氏名	
	住所	
登録番号		
再交付の事由		亡失 ・ 棄損

※棄損による場合は、交付済みの調査員証を添付してください。

※亡失により再交付された後、亡失した調査員証が見つかった場合には、見つかった調査員証を速やかに横浜市に返還してください。

※調査員証に貼付する証明写真を添付してください。(縦3cm×横2.5cm)

健 企 第 号
平成 年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市福祉サービス第三者評価調査員登録取消通知書

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱第15条の規定に基づき、調査・審議した結果、あなたの調査員登録の取消を決定しましたので通知します。

登録番号		取消 年月日	
氏名			
住所			
取消の理由	・横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱第15条第 号に該当すると認められるため ・その他 ()		

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱

制 定 平成 22 年 4 月 1 日 健企第 6 2 4 号（局長決裁）
最近改正 平成 25 年 3 月 27 日 健企第 4 5 0 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市が実施する福祉サービス第三者評価事業について、横浜市福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の指定に関して必要な事項を定めることにより、福祉サービス第三者評価の信頼性を確保することを目的とする。

（指定申請）

第 2 条 横浜市内において、評価機関として横浜市の定める第三者評価基準を使用して第三者評価事業を行うにあたっては、横浜市の指定を受けるものとする。
2 指定の申請及び更新は、横浜市福祉サービス第三者評価機関指定申請書（第 1 号様式）（以下「指定申請書」という。）に必要な書類を添付して行うものとする。

（指定の決定）

第 3 条 指定は、別紙 1 の指定基準を全て満たしていることを要件とする。
2 評価機関が横浜市福祉サービス第三者評価を実施するサービスは、別紙 2 の評価実施サービス一覧に規定するものとする。
3 横浜市は、指定の申請を受けたときは、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）に諮問し、答申を受け、その可否を決定する。
4 推進委員会は、前項の諮問を受けたときは、指定基準に基づき評価機関の指定の適否について審議し、答申する。

（指定の通知等）

第 4 条 横浜市は、指定を決定したときは、横浜市福祉サービス第三者評価機関指定通知書（第 2 号様式）を、指定しないことを決定したときは、横浜市福祉サービス第三者評価不指定通知書（第 3 号様式）を交付する。
2 横浜市は、評価機関を指定したときは、当該機関の名称、所在地、連絡先、評価実施サービス、評価料金、評価調査員等の情報を、ホームページ等により公開する。

（指定の期間）

第 5 条 横浜市が指定する評価機関の指定有効期間は、指定の日から 3 年目に該当する年度の末日までとする。

(指定の更新)

第6条 指定期間経過後、引き続き評価事業を行うときは、有効期間満了の3か月前までに、第2条第2項に定める指定更新の申請を行うものとする。

2 指定の更新は、別紙1の指定基準を全て満たしていることを要件とする。

3 横浜市は、指定更新の申請を受けたときは、更新の適否について審査し、その可否を決定する。

4 横浜市は、指定更新を決定したときは、横浜市福祉サービス第三者評価機関指定通知書(第2号様式)を、指定更新しないことを決定したときは、横浜市福祉サービス第三者評価不指定通知書(第3号様式)を交付する。

(変更申請)

第7条 前条に規定する指定有効期間内に評価実施サービスを追加するときは、横浜市福祉サービス第三者評価機関指定変更申請書(第4号様式)に必要な書類を添付して行うものとする。

2 横浜市は、前項に定める指定変更の申請を受けたときは、指定変更の適否について審査し、その可否を決定する。

3 横浜市は、指定変更の可否を決定したときは、横浜市福祉サービス第三者評価機関指定変更結果通知書(第5号様式)を交付する。

(変更の届出)

第8条 指定を受けた評価機関は、指定申請書の記載事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合(ただし、前条に該当するものを除く。)は、変更の事由が発生した日から30日以内に、横浜市福祉サービス第三者評価機関変更届(第6号様式)に必要な書類を添付し、変更内容を届け出るものとする。

ただし、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構に届出を行った変更内容については、これを省略することができるものとする。

(廃止の届出)

第9条 評価機関は、評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに、横浜市福祉サービス第三者評価機関廃止届(第7号様式)により届け出るものとする。

(指定の取消)

第10条 横浜市は、指定した評価機関が次の各号に該当すると認められる場合、必要な調査を行うとともに、推進委員会に諮問し、必要があると認められたときは指定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に規定する指定基準のいずれか一つがかけた場合
- (2) 不正な行為を行う等、評価機関としてふさわしくないと認められる場合
- (3) 原則として指定の更新時までの3年間に、評価実績がない場合

2 横浜市は、評価機関の指定を取り消したときは、横浜市福祉サービス第三者評価機関指定取消通知書（第8号様式）を交付する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

本要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

本要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

本要綱は平成24年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 本要綱は平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 本要綱の施行日から3か月以内に有効期間が満了となる評価機関については、第6条第1項の規定は、「3か月前まで」を「1か月前まで」に読み替える。

(別紙1)

指定基準

- 1 評価対象サービスを提供していないこと。
- 2 安定的な事業運営が行えること。
- 3 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けていること。
- 4 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構に登録し、かつ、横浜市福祉サービス第三者評価調査員として登録している調査員を必要数確保していること。
- 5 評価機関の評価実施責任者が、横浜市が実施する評価機関責任者研修を修了していること。
- 6 誠実かつ適正に評価が実施できること。
- 7 横浜市福祉サービス第三者評価実施に係る承諾書（指定申請書別紙3）を提出すること。

(別紙2)

評価実施サービス一覧

対象分野	対象施設
高 齢	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
	介護老人保健施設
	養護老人ホーム
障 害	障害者施設
	障害児施設
	地域療育センター
保 育	保育所
	横浜保育室
保 護	救護施設
	更生施設

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定申請書(新規・更新)

平成 年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱第2条の規定により、横浜市福祉サービス第三者評価機関としての指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな			
	法人名			
	所在地	(〒)		
	電話番号		FAX	
	代表者 役職・氏名	印		
第三者評価に係る連絡先	担当部署名			
	責任者	(役職)	(氏名)	
	所在地	(〒)		
	電話番号		FAX	
	メールアドレス			
	担当者			
評価実施サービス				

添付書類

- (1) かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の発行した「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」の写し
- (2) 法人の定款等
- (3) 事業計画書及び事業概要
- (4) 収支予算書
- (5) 評価機関の組織がわかる書類(組織図、役員・職員名簿等。法人の一事業部門として指定を受ける場合は当該法人の役職員名簿も)
- (6) 評価料金及びその算定根拠
- (7) 福祉サービス事業者等との間で締結する契約書の様式
- (8) 評価調査者名簿(指定申請書別紙1)
- (9) 横浜市の評価手法・評価項目への追加事項・項目を示す書類
- (10) 横浜市内外における、福祉関連事業・協働事業・地域貢献等に関する実績、又は第三者評価事業の実績を示す書類(指定申請書別紙2)
- (11) 横浜市福祉サービス第三者評価実施に係る承諾書(指定申請書別紙3)
- (12) 代表者及び責任者の履歴書(指定申請書別紙4)

(指定申請書別紙1)

評価調査員名簿

評価機関名	
-------	--

	氏名	横浜市 登録番号	研修修了分野				かながわ福祉 サービス第三者 評価推進機構 登録番号
			高齢分野	障害分野	保育分野	保護分野	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※研修修了分野に○を記入してください。

※横浜市の評価調査員に未登録の場合は、養成研修受講予定者を記入し、登録後改めて提出してください。

(指定申請書別紙2)

活動実績報告書

法人名	
-----	--

1 横浜市内外における活動状況

※福祉関連事業、横浜市、他の市町村との協働事業、地域社会への貢献活動等の実績

事業名称	
事業内容	
活動期間	
実績 ※できるだけ具体的な 数値をご記入ください。	

2 第三者評価実施実績

事業名称	
事業内容	
活動期間	
実績 ※できるだけ具体的な 数値をご記入ください。	

* 事業報告書等があれば添付してください。(直近のものだけで結構です。)

(指定申請書別紙3)

平成 年 月 日

(提出先)
横浜市長

(申請者)

所在地

法人名

代表者名

印

横浜市福祉サービス第三者評価実施に係る承諾書

福祉サービスの第三者評価の実施にあたっては、次のことを遵守することを承諾します。

- 1 評価者自らが関係するサービス事業者の評価は行わないこと。
- 2 横浜市の定める評価手法及び評価項目を全て取り込んで評価を行うこと。
- 3 評価実施後、横浜市に対し、速やかに評価結果について報告を行うこと。
- 4 横浜市が行う評価結果の公表について必要な協力を行うこと。
- 5 評価調査員等に、横浜市の実施する必要な研修を受講させること。

(指定申請書別紙4)

履 歴 書

現住所

フリガナ
氏名

生年月日

学歴(概ね高校以上)

職歴(できるだけ詳細に)

賞罰(ない場合はなしと記入すること)

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

注1. 代表者及び責任者について作成すること

2. 他の福祉関係の職についている場合は必ず職歴欄に記載すること

健 企 第 号
平 成 年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定通知書

平成 年 月 日付横浜市福祉サービス第三者評価機関指定申請については、審査の結果、横浜市福祉サービス第三者評価機関として指定しましたので通知します。

指定する法人	法人名			
	所在地			
	代表者氏名		指定番号	
	評価実施サービス	対象分野	対象施設	

健 企 第 号
平 成 年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市福祉サービス第三者評価機関不指定通知書

平成 年 月 日付横浜市福祉サービス第三者評価機関指定申請については、審査の結果、横浜市福祉サービス第三者評価機関として指定しないこととしましたので通知します。

申請者	法人名	
	所在地	
	代表者 氏名	
不指定の理由	・横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱第3条第1項もしくは第6条第2項に規定する指定基準第 号を満たしていないため ・その他 ()	

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定変更申請書

平成 年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱第7条の規定により、横浜市福祉サービス第三者評価機関としての指定の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな			
	法人名			
	所在地	(〒)		
	電話番号		FAX	
	代表者 役職・氏名			印
追加する 評価実施サービス	対象分野	対象施設		
指定番号			指定日	

添付書類

- (1) かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の発行した「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」の写し
- (2) 評価料金及びその算定根拠
- (3) 福祉サービス事業者等との間で締結する契約書の様式
- (4) 評価調査者名簿(指定申請書別紙1)
- (5) 横浜市の評価手法・評価項目への追加事項・項目を示す書類

健 企 第 号
平 成 年 月

様

横浜市長 印

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定変更結果通知書

平成 年 月 日付横浜市福祉サービス第三者評価機関指定変更申請については、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

評価機関	名称				
	所在地				
	代表者氏名				
	指定番号			指定日	
変更内容	評価実施サービス	対象分野		対象施設	
		(変更前)			
	(変更後)				
変更の可否		可 ・ 否	変更日		

横浜市福祉サービス第三者評価機関変更届

平成 年 月 日

(提出先)

横浜市長

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱第8条の規定により、指定申請書記載事項等に変更が生じたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

届出者	ふりがな			
	法人名			
	所在地	(〒)		
	代表者 役職・氏名			印
	電話番号		FAX	
指定番号			指定日	
変更内容	変更する事項			
	変更前			
	変更後			
変更理由				

* 添付書類に関する変更は、当該書類を添付してください。

横浜市福祉サービス第三者評価機関廃止届

平成 年 月 日

(提出先)

横浜市長

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱第9条の規定により、横浜市福祉サービス第三者評価機関について、次のとおり廃止を届け出ます。

届出者	ふりがな	
	法人名	
	所在地	(〒)
	代表者 役職・氏名	印
指定番号		
廃止年月日		
廃止の理由		

健 企 第 号
平 成 年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定取消通知書

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱第10条の規定に基づき、調査及び審査した結果、貴法人の横浜市福祉サービス第三者評価機関の指定を取り消しましたので通知します。

指定番号		取消 年月日	
法人名			
所在地			
代表者 氏名			
取消の理由	・横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱第10条第1項第 号に該当すると認められるため ・その他 ()		